



みくには
ハートに愛

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置は、4月30日までです。

賃金計算期間が4月30日までを1日でも含む期間は対象となります。

2021年4月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



パート・有期社員待遇改善、どのくらい進んでる？～（独）労働政策研究・研修機構調査から

◆パートタイム・有期雇用労働法の施行

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくすため、2020年4月にパートタイム・有期雇用労働法（以下、パート・有期雇用労働法という）が施行されました。中小企業への適用は、2021年4月1日からとなっています。

法の施行を前に行われた企業へのアンケートが（独）労働政策研究・研修機構から公表されましたが、今後の企業対応について参考になる点があります。

◆待遇差の理由等についてどの程度、説明できるか

パート・有期雇用労働法では、本人からの求めがあれば、正社員とパート・有期との待遇差の理由等を説明しなければなりません。

「大半の待遇差を、説明できると思う」との回答は、パート・有期雇用労働法等について「内容まで知っている」企業では69.3%に上りましたが、内容がわからないなどとした企業では、45.1%にとどまっていました。

◆待遇差をなくすための取組み

正社員・正職員とそれ以外の労働者との間の不合理な待遇差をなくすためにこれまでに取り組んだ内容および今後取り組む予定の内容もまとめられています。

その中で、今後に行う予定とした割合のほうが多かった取組みとしては、次のものが挙がっています。

- ・退職金の導入や、退職金の算定方法等の見直し
- ・諸手当の導入や、算定方法等の見直し
- ・派遣労働者に係る制度や活用のあり方の見直し
- 基本的な賃金の算定方法や算定要素の見直し等は

当然として、上記のような点も今後の取組みとして意識する必要があるでしょう。

この調査はパート・有期雇用労働法の施行前に実施されたものですが、自社の現状としてはどうでしょうか。調査は賃金や賞与、手当や休暇制度等についての動向がわかる内容となっていますので、今後の取組みのために参考にしてみてもいいかもしれません。

【労働政策研究・研修機構『パートタイム』や『有期雇用』の労働者の活用状況等に関する調査結果企業調査編】

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2021/207-1.html>

4月の税務と労務の手続 提出期限

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出〔市区町村〕

30日

- 預金管理状況報告の提出〔労働基準監督署〕
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>〔労働基準監督署〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付〔都道府県・市町村〕
- 固定資産税・都市計画税の納付<第1期>〔郵便局または銀行〕
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。
- ・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間（4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間）